（受命裁判官等の証拠調べの調書）

第十一条の八　受命裁判官又は受託裁判官の所属する裁判所の裁判所書記官は、第十一条の十一（民事訴訟規則の準用）において読み替えて準用する民事訴訟規則第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の調書に同条の文書の写しを添付することができる。

（更正決定の方式）

第十一条の九　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

［新設］

（特別抗告等を提起する場合における費用の予納）

第十一条の十　法第十八条（民事訴訟法の準用）において準用する民事訴訟法第三百三十六条（特別抗告）第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

２　前項の規定は、法第十八条において準用する民事訴訟法第三百三十七条（許可抗告）第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十八条）

第十一条の十一　特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則第一編から第四編まで（総則、第一審の訴訟手続、上訴、再審）の規定（同規則第一条（申立て等の方式等）第三項、第一条の二（電子調書のファイルへの記録の方式）、第四条（催告及び通知）第三項及び第四項、第十四条（法人でない社団等の当事者能力の判断資料の提出）第二項から第四項まで、第十五条（法定代理権等の証明）第二項及び第三項、第十八条（法人の代表者等への準用等）第二項及び第三項、第二十三条（訴訟代理権の証明等）第三項、第二十四条（訴訟費用額の確定等を求める申立ての方式等）第三項から第五項まで、第二十五条（相手方への催告等）第二項、第二十六条（費用額の確定処分の方式）後段、第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）、第三十三条の四（訴訟に関する事項の証明の方法等）第二項から第四項まで、第三十三条の五（電磁的訴訟記録からの消去等）、第三十四条（閲覧等の制限の申立ての方式等）第八項から第十一項まで、第一編第五章（訴訟手続）第四節（送達等）第三款（電磁的記録の送達）、第四十六条（公示送達の方法）第一項、第四十七条（書類又は電磁的記録の送付）第三項及び第四項、第四十七条の二（書類又は電磁的記録の直送）第四項及び第五項、第五十一条（訴訟手続の受継の申立ての方式等）第三項から第七項まで、第一編第七章（電子情報処理組織による申立て等）、第五十二条の二十（法第百三十三条の二第二項の申立ての方式等）第七項から第九項まで、第五十二条の二十三（安全管理のために必要な措置）、第五十三条（訴状の記載事項）第四項第二号、第五十五条（訴状の添付書類等）第三項から第六項まで、第五十五条の二（訴えの提起前に法律事務を行っていた者に関する情報の届出）、第六十三条の二（電磁的記録の提出方法）、第七十六条の二（更正処分の方式）第一項後段、第八十一条（答弁に対する反論）第二項、第八十二条（準備書面に引用した文書の取扱い）第三項及び第四項、第百五条の二（映像等の送受信による通話の方法による裁判所外における証拠調べ）、第百五条の三（電子情報処理組織による調査結果の報告）、第百八条（電子呼出状の記録事項等）第二項、第百十二条（宣誓）第三項及び第四項、第百二十四条（書面尋問）第四項、第百三十一条（宣誓の方式）、第百三十二条（鑑定人の陳述の方式）第三項、第百三十五条の二（電子情報処理組織による鑑定結果の報告）、第百三十七条（書証の申出等）第三項及び第四項、第百四十三条（文書の提出等の方法）第三項、第百四十九条の二（電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの申出の方式等）第三項、第百四十九条

［新設］

（民事訴訟規則の準用・法第十八条）

第十一条　特別の定めがある場合を除き、再生手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の規定（同規則第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）及び第三十条の三（音声の送受信による通話の方法による審尋の期日）の規定を除く。）を準用する。

［新設］